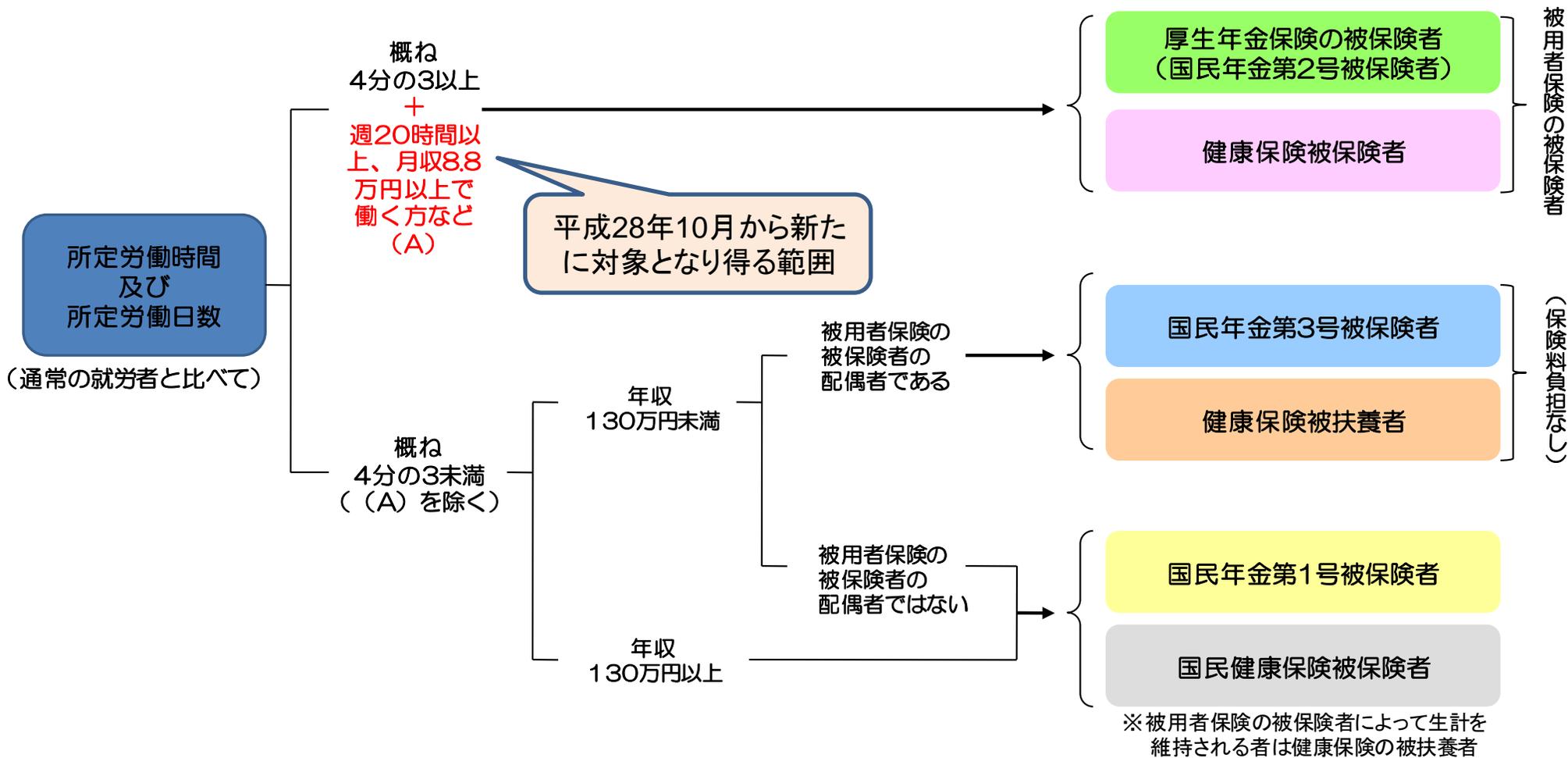


年金・健康保険の被保険者区分について



※ 留意事項

- ・ 適用事業所（法人事業所又は法定の16業種を営む5人以上の個人事業所）以外の事業所で働く場合には、労働時間等にかかわらず、被用者保険適用の対象外です。
- ・ 臨時に日々雇い入れられる者や季節的業務に従事する者等を除きます。
- ・ 国民年金の被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方が対象です。医療保険の場合は、原則、75歳未満の方が対象です。
- ・ 健康保険の扶養は配偶者に限られません。親の健康保険の扶養に入り（健康保険被扶養者）、自身は国民年金第1号被保険者というケースもあります。